

### 所得税及び復興特別所得税の確定申告

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続です。

令和6年分の確定申告書の受付は、令和7年2月17日(月)から同年3月17日(月)までです※。  
※還付申告書は、令和7年2月14日(金)以前でも提出できます。

なお、確定申告相談会場には例年多数の方が訪れており、会場内の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要ですので、国税庁ホームページで入手方法等の詳細をご確認ください。

また、通常、税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、税務署での相談及び申告書の受付を行っていませんが、一部の税務署では、令和7年3月2日(日)に確定申告の相談及び申告書の受付を行います(前年の日程と異なっておりますので、詳細は国税庁HPでご確認ください)。



### 自宅からスマホとマイナンバーカードを利用したe-Tax申告が便利です

令和6年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用して、ご自宅から申告できるe-Taxをご利用ください。すでに7割の方が、e-Taxで申告しています。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、自動計算で確定申告書を作成することができ、計算誤りがありません。また、作成した確定申告書はそのままe-Taxで送信できます。

令和7年1月からは、所得税のすべての画面がスマホでも操作しやすくなり、スマホ申告がますます便利になっています。

さらに、マイナポータルと連携すれば、給与等の収入に関する情報や、医療費、ふるさと納税等の控除に関する情報を一括取得し、確定申告書の該当項目に自動入力することができ、確定申告書の作成がより便利になります。マイナポータル連携の詳細や確定申告に関する情報については、国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。詳しくは左記をご覧ください。



確定申告書等作成コーナー  
書かない確定申告  
マイナンバーカードでe-Tax  
確定申告書はマイナポータル連携で自動入力



国民健康保険にご加入中の皆さま

### 発行済みの被保険者証<sup>(※1)</sup>の有効期限は、最長令和7年12月1日<sup>(※2)</sup>までです。

令和6年12月2日よりマイナ保険証<sup>(※3)</sup>による医療機関等の受診を基本とする仕組みに移行したことにより、紙の被保険者証の発行が終了となりました。

これに伴い、**例年3月に行っていた被保険者証の更新はありませんのでご注意ください。**  
既に発行済みの被保険者証は、有効期限までお使いいただけます。破棄せず保管していただくようお願いいたします。

- (※1) 令和6年12月1日までに発行された被保険者証が対象です。
- (※2) 被保険者証の有効期限が個人ごとに異なる場合があります。(70歳到達に伴う窓口負担割合(3割または2割)の変更や、75歳到達に伴う後期高齢者医療制度へ移行する方など)
- (※3) マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用するもので、事前に利用登録が必要です。医療機関等の窓口やマイナポータルアプリ等で利用登録ができます。

### マイナ保険証へ移行後も、これまで通り安心して医療を受けることができます。

マイナ保険証をお持ちの方	マイナ保険証をお持ちでない方
<p>マイナ保険証をご利用ください。 健康保険課より「資格情報のお知らせ<sup>(※4)</sup>」を発行します。</p> <p>(※4)「資格情報のお知らせ」とは、ご自身の資格情報を簡易に把握できるようにマイナ保険証をお持ちの方に健康保険課より発行します。</p>	<p>健康保険課より「資格確認書」を発行します。これにより引き続き医療を受けることができます。</p> <p><b>発行済みの被保険者証をお持ちの方</b> 現在お持ちの被保険者証を有効期限まで利用することができます。 有効期限が切れる前までに健康保険課より「資格確認書」を郵送にてお届けします。手続きは不要です。</p>
<p><b>マイナ保険証での受診がうまくいかないとき</b> 下記のいずれかの提示により、受診可能となります。</p> <p>①マイナポータル画面 + ②資格情報のお知らせ</p> <p>※いずれもマイナ保険証と合わせて提示する必要があります。</p>	

### 完全予約制 マイナンバー夜間・休日窓口 (カード申請・交付)

役場開庁時間にマイナンバーカードの申請や受取りに来られない方は、夜間・休日窓口をご利用ください。夜間・休日窓口は完全予約制ですので、前日までにご予約の上、ご来庁ください。

**夜間窓口 17:30~19:30**  
2/4<sup>火</sup>・2/20<sup>木</sup>・3/4<sup>火</sup>・3/27<sup>木</sup>

**休日窓口 9:00~11:30**  
2/9<sup>日</sup>・3/15<sup>土</sup>



※日程を変更する場合があります。詳細は電話や町ホームページでご確認ください。

**予約** 前日までに電話等にて **窓口** 住民環境課(役場本庁舎1階)

### マイナンバーカードの申請でお困りの方

マイナンバーカードの申請がご自身で難しい方、または、施設入所者、入院者、外出できない自宅療養者、高齢者、障がい者等の申請でお悩みのご家族の方はお気軽に電話もしくは、窓口までご相談ください。

《お問い合わせ | 住民環境課(マイナンバーカード担当) | 098-998-2443》

まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、これまでどおりの医療を、あなたに。

今年の12月2日に、発行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。切り替えがまだ済んでいない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

- マイナ保険証をお持ちでない方 → 申請不要で資格確認書をお届けします。
- 新たに後期高齢者になった方 → 申請不要で資格確認書をお届けします。
- マイナ保険証での受診が困難な方 → 申請いただくことで資格確認書をお届けします。

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、さらに詳しい情報は、こちらから検索 → **政府広報 マイナ保険証**

### マイナ保険証をご利用の際は、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限にご注意ください。



電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの券面(太枠部分)に記載されています。  
※記載がない場合は、マイナポータル画面よりご確認ください。

電子証明書の有効期限の3か月前より、お知らせしています!

- 電子証明書の有効期限の更新が必要な場合、お手元に更新を案内する有効期限通知書(封書)が届きます。
- 有効期限の3か月前から3か月後まで、医療機関・薬局でマイナ保険証を利用される際、顔認証付きカードリーダーで更新アラートが表示されます。
- 有効期限までに更新できないまま受診をしても、有効期限が切れてから3か月間は健康保険証として利用可能です。

《お問い合わせ | 健康保険課 | 098-998-2210》

### 広告欄

<p>一般皮膚専門は... <b>八重瀬クリニック</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑ ホクロ切除</li> <li>☑ ワキ・手汗</li> <li>☑ 手荒れ</li> <li>☑ ホクロドック</li> <li>☑ アレルギー検査</li> </ul>	<p>美容皮膚専門は... <b>沖縄美容クリニック</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑ ニキビ跡</li> <li>☑ 医療脱毛</li> <li>☑ シミ取り</li> <li>☑ 肝斑</li> </ul>
<p>皮膚腫瘍</p> <p>アトピー性皮膚炎</p> <p>乳児湿疹</p> <p>虫刺され</p> <p>ニキビ</p> <p>各種イボ</p>	<p>シワ</p> <p>たるみ</p> <p>赤ら顔</p> <p>などのお悩みに</p>

**沖縄皮膚科医院**  
一般皮膚科、小児皮膚科、アレルギー科、美容皮膚科、形成外科

八重瀬町役場の斜め向かい、クリニックが開院

月	火	水	木	金	土	日
●	●	●	●	●	●	●

10:00-14:00 受付時間 9:45-13:00  
16:00-19:30 受付時間 15:45-18:30  
ご予約の方は13:30、19:00までの受付となります。

okinawa-hifu.com @OKINAWA.HIFU